

別海町地域おこし協力隊募集要項

女性活躍推進（委託型）

1 募集背景

別海町では、若年層女性のUターン促進を目的に、女性が自分らしく輝き活躍できるような社会づくりを、Iターン女子により推進しています。

女子野球などスポーツを通じた地域活性化や、女性隊員の活動拠点づくりを推進することで、町の新たな魅力を創出し、女性にとって魅力的なサービス・業種の開拓にも取り組みます。

地域とのつながりを大切に、新たな挑戦を楽しみながら共にまちを盛り上げる人材を募集します。

2 募集人数及び任用形態

10名 委託型

3 活動内容及び活動場所

<活動内容>

以下の①と②のいずれかで活動していただきます。

① 女子野球または女子バレーの競技・普及活動

- ・各種公式戦への出場や遠征対応によるシティプロモーション活動
- ・子ども向け教室の開催、競技の普及活動業務
- ・地域活性化に寄与する業務
- ・SNSを活用した情報発信、地域イベントへの参加対応
- ・町の魅力を伝える各種PR活動への参加業務

② 女性隊員の活動拠点づくりの推進に関すること

- ・女性隊員の活動拠点の調査研究及び内容提案
- ・SNS等を活用した女性隊員の活動内容に係る発信及び媒体の管理運用

<活動場所>

別海町内

4 募集対象

■ 下記の条件をすべて満たす方に限ります。

(1) 次のアからエの要件のいずれかに該当する方

ア 3大都市圏、政令指定都市、県庁所在地、中核市等（過疎・山村・離島・半島地域以外の都市地域）に住民票を有する方

イ これまで地域おこし協力隊として2年以上活動し、かつ、解嘱から1年以内の方

ウ 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）参加者として2年以上活動し、かつJETプログラム終了から1年以内の方

エ 海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方

アの詳細は、こちらの[「特別交付税措置に係る地域要件確認表」](#)でお住まいの自治体をご検索ください。

・「都市地域」の場合 → 要件を満たしています

・「一部条件不利地域」の場合

→ お住まいの地域が条件不利地域外であれば要件を満たしています

※ 条件不利地域の該当・非該当はお住まいの市区町村にお問合せください

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方

(3) 心身ともに健康で、誠実に職務を行うことができる方

(4) 地域おこし活動に意欲と情熱を持ち、積極的に活動できる方

- (5) 地域住民と協力しながら意欲的に活動でき、積極的に企画・提案ができる方
- (6) 自治会に加入し、地域住民と円滑な関係を構築できる方
- (7) 委嘱後、直ちに別海町に生活の拠点と住民票を異動させることができる方
- (8) 女子野球または女子バレーの選手として活動する場合は、該当するスポーツの経験をお持ちの方
- (9) 普通自動車免許を有している方又は取得見込の方
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しない方
- (11) 任期終了後、業務経験等を活かした就業又は起業を目指し、地域に定着することを目標とする方
- (12) 外国籍の場合は、日本語検定3級以上のレベルを有し、会話、テキストともに日本語でのコミュニケーションが取れる方

5 勤務条件

■ 身分

個人事業主として、町との間で委託契約を締結します。
（町との雇用関係はありません。）

■ 契約（委嘱）期間

契約日から令和9年3月31日までとします。
（年度ごとの契約とし、最初の契約の日から最長3年まで更新できます。）

※ 契約日は、隊員候補者と町が協議したうえで決定した日とします。

※ 地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、契約期間中であっても契約解除することがあります。

■ 委託料

月額 約455,000円（報償費：300,000円、活動費：約155,000円）

※ 女子野球または女子バレーで活動する場合は、所属チームの運営団体への派遣となり、活動費はチーム運営に活用されます。

※ 雇用関係がないため、雇用保険には加入しません。健康保険、年金等は、各自での対応となります。

※ 上記委託料は、業務委託の期間や活動内容によって変更することがあります。

※ 当月分委託料は翌月中に払い込まれます。初月は委託料の支払いがないためご留意願います。

■ 活動日及び勤務時間

勤務日及び勤務時間の定めはありませんが、月間で21日、162時間45分の活動を想定しています。

■ 活動報告

勤務日及び勤務時間の定めはありませんが、活動状況を定期的に町に報告する必要があります。

■ 住居

① 住居は民間アパートを斡旋します。（住宅料、光熱水費等は自己負担となります）

② 転居に伴う費用は、自己負担となります。

■ 車両

活動に必要な車両は、原則として隊員が用意するものとします。

※ 別海町での生活や活動時の移動手段として、自動車があると便利です。

■ 副業

任期中の協力隊活動に支障のない範囲で行うことが可能です。

6 応募方法

■ 提出書類

- ① 「履歴書」（任意書式。ただし、顔写真貼付のものとします。）
- ② 「職務経歴書」（任意書式）

■ 提出方法

下記の電子フォームから応募してください。※QRコードからも応募可能です。

<https://logoform.jp/f/falSf>



- ※ ①②は電子フォームに原則PDFで添付してください。
- ※ 取得した個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理し、目的以外に使用することはありません。
- ※ 内定後、地域要件を満たしているかを確認するため、住民票の写しの提出を求めます。

■ 募集期間

令和8年9月18日（金）まで

- ※ 応募状況等に応じ、募集期間を短縮又は延長することがあります。

7 選考方法

■ 第1次選考（書類選考）

提出書類による選考を行います。

希望に応じて、町担当者等とのカジュアル面談（WEB）を行います。

第1次選考結果は、随時応募者にメールで通知します。

■ 第2次選考（面接選考）

第1次選考合格者を対象に、個人面接（WEB）を行います。

第2次選考の日時については、応募者との調整の上決定します。

- ※ 応募前にWEB面談を実施することも可能です。

- ※ WEB面談等を受けるために必要な機器の用意、システム使用料、通信料等は、応募者負担となります。

■ 別海町地域おこし協力隊員の決定

第2次選考により、別海町地域おこし協力隊員を内定します。第2次選考結果は、メールで通知します。

8 問い合わせ先

〒086-0205

北海道野付郡別海町別海常盤町280

別海町役場

町HP：<https://betsukai.jp/>

総合政策部地域人材政策（担当：成田（なりた））

TEL：0153-74-9502（直通）

E-mail：regional-hr-st@betsukai.jp